

## 名寄市民文化センタースタインウェイ製ピアノ調律師の登録制度および調律における注意事項について

名寄市民文化センター（以下「当ホール」という。）が所有するピアノを長期に渡って維持管理するために、ピアノ調律師の登録制度（以下「本制度」という。）及び調律・整調（以下「調律等」という。）については、以下のとおり定める。

### 1. 実施日

令和5年（2023年）4月1日

### 2. 登録要件

当ホールが管理するスタインウェイ製コンサート用グランドピアノ（以下「管理ピアノ」という。）を調律するピアノ調律師は、次の条件を全て有すること。

- （1）スタインウェイ社が定める研修を修了している者（STEP2から4、アカデミー研修）
- （2）当ホール関係職員が十分に調律できると認める者。なお、判断に疑義が生じる場合は、本制度に登録されているピアノ調律師または管理ピアノ保守点検受託者の意見を徴したうえで判断する。

### 3. 調律時の同意事項

- （1）管理ピアノの調律等に当たっては、スタインウェイ・ジャパン株式会社の仕様を遵守する。また現状復帰不可となる調律等は行わない。
- （2）上記（1）の仕様を逸脱した調律等を行い、ピアノの修理が必要となった場合は、調律等を行ったものがその修理費用を負担する。なお、当ホールは、修理が必要と判断した場合には、管理ピアノ保守点検受託者または本制度に登録されているピアノ調律師の意見を徴する。
- （3）申請内容については、当ホールで管理するとともに、必要に応じ主催者に情報提供する場合がある。

### 4. 登録申請

- （1）当ホールは登録要件を満たす者から申請を受け、審査に合格した者を登録する。
- （2）申請は、必要事項が明記された書類の提出をもって行うものとする。
- （3）申請内容に変更があった場合には随時申請（または申請の取り消し）を行うものとする。

### 5. 調律等の実施

- （1）利用者は、当ホールの管理ピアノを利用する場合には、事前に調律等を行うこととすること。ただし、名寄市民文化センター館長が調律等を不要と判断した場合はこの限りではない。
- （2）調律等は本制度に登録されている調律師の中から指定し実施すること。

### 6. 登録の取消

- （1）登録に係る内容に虚偽があった場合には登録を取り消す。
- （2）項目3「調律時の同意事項」に反する行為がみられた場合も登録を取り消す。

## 附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。